

## 一般事業主行動計画

職員のワークライフバランスと心身の健康の維持のため、働きやすい環境を整備することによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間            3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）

2. 計画の内容（目標）

（1）育児休業者の職場復帰支援体制の整備

- ① 育児休業中の職員に各事業の情報提供を定期的に行う。
- ② 復職前に所属長との面談を行う等相互理解の場を設ける。

（2）就学前児童をもつ職員及び家族の介護をする職員が利用できる制度の充実及び活用の促進

- ① 子の看護休暇、介護休暇について、対象となる職員の休暇取得を促す。
- ② 対象となる職員の時間外労働を制限するとともに、勤務時間短縮措置の活用を促す。
- ③ 就学前児童をもつ職員から申し出があった場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせない。
- ④ 出生時育児休業（産後パパ育休）を規定し、2回に分割取得することも可能のことも含め、取得しやすくするよう周知する。

（3）所定外労働時間の削減

- ① ノー残業デーの実施を徹底する。
- ② 所定外労働の要因を個人別に把握し、問題点を改善する。
- ③ 時差出勤を活用する。
- ④ 特定の職員に業務が偏らないよう、適正な業務分担と人員配置を行う。

（4）年次有給休暇の取得促進

- ① 長期休暇の取得を奨励する。
- ② 令和8年3月までに、年次有給休暇の取得割合を、一人当たり平均年間60%以上とする。